

あじさい園・ひより舎 工賃支給規程の改訂について

※賞与支給対象者に関する条文を追加するもの。

現 行	改訂案
工賃支給規程	工賃支給規程
[※前略]	[※前略]
(賞与)	(賞与)
第7条 作業によって得られた売上から、月次工賃のほか、原材料費や販売管理費などの必要経費を差し引いた後、さらに利益の剩余がある場合は、通所者に賞与として配分する。	第7条 作業によって得られた売上から、月次工賃のほか、原材料費や販売管理費などの必要経費を差し引いた後、さらに利益の剩余がある場合は、通所者に賞与として配分する。
2 賞与支給月および算定対象月は次の通りとする。	2 賞与支給月および算定対象月は次の通りとする。
(1) 支給月： 6月 …… 対象月：支給月直前の10月～ 3月	(1) 支給月： 6月 …… 対象月：支給月直前の10月～ 3月
(2) 支給月：12月 …… 対象月：支給月直前の 4月～ 9月	(2) 支給月：12月 …… 対象月：支給月直前の 4月～ 9月
3 賞与支給額の算定は次の計算式により行う。なお、端数は1円単位を切り上げる。	3 賞与支給額の算定は次の計算式により行う。なお、端数は1円単位を切り上げる。
(賞与支給額) = (支給対象者の工賃平均月額) × (係数)	(賞与支給額) = (支給対象者の工賃平均月額) × (係数)
(係数) = (対象期間の賞与として配分する総額) ÷ (支給対象者の工賃平均月額合計)	(係数) = (対象期間の賞与として配分する総額) ÷ (支給対象者の工賃平均月額合計)
4 賞与の支給日は、各支給月の25日とする。ただし、支給日が休日の場合はその前日に支給する。	4 賞与の支給日は、各支給月の25日とする。ただし、支給日が休日の場合はその前日に支給する。
5 前4項の他、賞与の支給に関しては、支給しようとする都度その内容を明らかにして施設の運営委員会に意見を求め、運営委員会からの答申を尊重しながら、法人と施設管理者との協議に基づき決定する。	5 <u>賞与の支給対象者は、支給日に在籍している利用者とする。</u>
[※後略]	[※後略]